



◆二十六番（福田妙美 議員） 公明党の福田妙美です。質問通告に基づき、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、避難場所及び一時集合案内板整備について質問をさせていただきます。

総務省消防庁が設置した避難標識に関する調査検討委員会の報告書によりますと、大規模災害時の混乱状態においては、一般の地域住民でさえた確な判断が難しい上に、高齢者、子ども、病人、外国人などの災害時要援護者にあつては、避難場所、避難経路の所在を確認し、安全に避難することは極めて難しいと指摘しています。

阪神・淡路大震災において、地震発生直後、パニック状態の住民などの避難行動は大変問題になりました。特に被害が大きかった長田区の例を挙げますと、当初、区では二十九カ所の避難場所を指定していましたが、実際の住民の避難箇所は七十九カ所にも及びました。指定場所以外に避難した住民が大変多く、これらの方々の人員掌握や非常食などの支給に手間取り、この收拾に数日間が必要であったことが記録されております。

この事態は、有効な標識が皆無だったために指定避難場所の所在を知り得ず、混乱に陥ったとの事実が報告されています。災害時に必要な情報を表記した案内板の適切な場所への設置が、命を守ることを再認識させられる報告です。

区内には、広域避難場所案内板は百十二カ所ありますが、避難場所付近にのみです。移動者の多い駅や場所などに、避難場所及び一時集合案内板の設置は十分な状況とは思えません。また、案内板が果たす情報提供という意味から、子どもや外国人など、だれでも見やすく、理解できるように振り仮名のルビや英語表記の工夫など、案内板のユニバーサルデザインも重要な課題です。設置場所、情報提供方法の再検討が必要かと考えます。新宿区、杉並区などでは、財政状況をかんがみ、広告掲載による案内板の設置で経費負担の軽減策を講じているようです。

ここで質問をいたします。新宿区、杉並区が導入している広告掲載した案内板などを参考に、区内移動者に、避難場所の周知に効果のある案内板の設置場所、情報提供方法について、今後の見解をお聞かせください。

続きまして、外国人への問診票について質問をいたします。

近年、日本の外国人住民の数は急増し、およそ二百万人に達しています。今後、日本は本格的な少子・高齢化による日本の労働力人口の減少に伴い、EPA、経済連携協定の交渉における日本の外国人受け入れが進む可能性もあります。こうした国内外のさまざまな要因によって、外国人住民のさらなる増加が予想されます。

ここ世田谷では、外国人登録者は六年前に比べ千人以上増加の一万五千六百六十人です。区全体の約一・九%、全国平均の約一・七%より多い現状です。外国人住民も地方自治法上の住民であり、人種差別撤廃条約第五条の公衆の健康、医療、社会保障及び社会的サービスについての権利が保障されており、基本的には日本人と同等の行政サービスを受けられるようにすることが求められています。

どこの国にいても、身体の安全、医療の提供に地方自治体の役割は大きいのです。免疫



力の低い乳幼児を抱える保護者にとって、言語の違う国では一層子どもの健康に対して不安を抱えていることと思います。多様な言語、多様なメディアによる医療情報提供を行うべきであります。

平成十五年に、区内のボランティア団体の方々のご厚意で、英訳版の在住外国人の乳幼児と母親のための予防接種の書類、定期健康診査の書類を作成されました。医学英語という難題に挑戦されたのも、一人の命を大切にされる思いからだったそうです。

現在、在住外国人に郵送されている書類は日本語のみです。日本語が話せても、漢字などの表記は外国人の方には理解は難しいとのこと。郵送する日本語のお知らせに英訳版が存在することが表記されていなければ、英訳版の再郵送の問い合わせもせず終わってしまいます。大切な命を守るために、安心して在住外国人の乳幼児の予防接種、健診を受け入れる体制のさらなる充実が必要です。

ここで三点質問いたします。

一点目は、世田谷区に住んでいる外国人に対して、健康づくりの区としての工夫があればお伺いいたします。

二点目に、現在ある英語の問診票の活用状況をお聞かせください。

三点目に、外国人登録者に英語版問診票を日本語版と同時に郵送ができないのでしょうか。もしくは、区のホームページへの掲載や案内チラシに英語版がある旨の表記など工夫ができないでしょうか、見解をお聞かせください。

最後に、障害者自立支援法による居宅介護サービスについて質問をいたします。

先日、障害児を抱える区民の方から一本の電話が入りました。居宅介護サービスの一部が突然打ち切られ大変に困っています。これは居宅介護サービスで提供されていたBOPなどの外出介護が急遽打ち切られたことなどに対してでした。

平成二十年八月以降、東京都の実地検査で、障害者自立支援法上の居宅介護サービスでの移動支援は実施できないとの指摘を世田谷区は受けました。平成二十三年九月の東京都の実地検査で改めて指摘を受け、急遽、居宅内での介護の一連のサービスとして、区が独自で認めてきた居宅からスクールバス停までの送迎も含め、居宅介護サービスによる移動支援サービス停止の指示を各事業所に出したのです。サービスの向こうには大切な命があることを忘れないでください。このような状況に対応するために、各事業者にも大きな負担がのしかかっています。

平成二十年の東京都からの指摘を受けた時点で、区として、利用者、事業者の声に耳を傾け対策を講じていれば、ことし九月の東京都実地検査における再度指摘に対して、突然のサービス停止へとならなかったのではないのでしょうか。

現在世田谷区では、障害を持ったお子さんに対する移動支援サービスは、何度かの改正によりサービスの拡充もされています。しかし、小学生以下の児童に対してはさまざまな条件が壁となり、利用に不便さが残っています。

例えば小学生以下の移動支援サービスは、療育の場の通所に限られています。しかし、



区内の療育の場は不足している現状です。発達障害以外の障害を持った小学生が放課後に利用可能な療育の場は民間施設の六カ所のみ、どの施設も職員の不足などさまざまな問題で、待機待ちの児童を抱えているのが現状であります。また、障害児通学移動支援サービスもありますが、これも通年利用、保護者の就労が認められず、利用制限が壁となり、利用者の要望にこたえていません。

現在の世田谷区の制度では、支援に外れる方々が増加傾向にあり、そのような区民の声をどのような施策で対応するのか、今回の居宅介護サービスの東京都からの指摘により停止したサービスの補完を緊急に実施しなくては、区民の区への不信感は募るばかりであります。

台東区では、平成二十年度から障害児通学支援を区独自で始めております。利用条件は、保護者の就労が許可、自宅、学校の登下校、学童への送迎の支援を対象にしているそうです。これは、障害を持った児童を抱える保護者の共働き世帯の増加、ひとり親世帯などからの要望に対する施策です。

ここ世田谷区も、社会状況、ニーズも同じであります。利用者のニーズに合った移動支援サービスを実現することはできないでしょうか。

ここで三点質問いたします。

一点目に、区がサービス停止の指示を各事業所に出すまでに猶予がなかったのですか、説明を求めます。

二点目に、療育の場の増設計画はありますか、お聞かせください。

三点目に、小学生への移動支援に、通学や新ＢＯＰなどの通所への拡大や保護者の就労であっても利用を認めるなど条件の見直しが必要です。区としての見解をお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終わります。（拍手）

避難場所案内板の効果的な設置

◎内田 危機管理室長 私からは、広域避難場所等の案内板整備につきましてご答弁をいたします。

広域避難場所や避難所等の防災拠点の周知は、防災対策の基本の一つであると考えております。区では、啓発用の配布物やホームページ、また現場周辺での案内表示の設置、街区案内板への表示、さらには、防災訓練等を通じて周知に努めているところです。

また、防災関連の活動を行うＮＰＯ法人が平成十八年度から、千歳烏山駅周辺において、企業等から維持経費の提供を受け、東京電力の地上配電施設の側面を利用した広域避難場所の案内表示を試行しておりますが、こうした民間の取り組みに対して区として協力し、防災拠点の周知に努めております。

ご提案の他の自治体が行っております広告を掲載した案内板につきましては、ＮＰＯ法人等の協働により、広告収入の一部を設置費用に充てることで、より少ないコストで



標識整備事業を進めるものであると聞いておりますが、継続した広告収入の確保などの課題もあると考えております。

区といたしましては、ご指摘の他自治体における取り組みについても調査研究に努め、ユニバーサルデザインや設置場所も含め、より効果的な周知方法や災害時の案内手法等を、災害対策総点検の中で鋭意検討してまいります。

以上です。

英語版問診票の普及

◎西田 世田谷保健所長 外国人への問診票に関する三つのご質問にお答えいたします。

初めに、世田谷区に住んでいる外国人に対して健康づくりの工夫があるかということでございますが、区は、区内の外国人に向けて、ホームページや区民便利帳などで英語、中国語、ハングル語による情報提供などを行っておりますが、健康づくりについても、その中で総合的なご案内を行っております。

そうした中でも、子どもの生育状況を医学的にチェックし、健やかな成長を支援することや、感染症を予防するためにワクチンを接種することは国籍等のいかなを問わず不可欠であることから、乳幼児健診や予防接種の事業では、区内ボランティア団体の方々のご協力を得て、英語版の案内チラシ等を作成し、世田谷保健所及び各総合支所健康づくり課で適宜活用しております。

案内チラシの内容につきましては、乳幼児健診関係が約五十種類、予防接種関係が四十五種類、そのほかに妊婦健診に関するものがあり、毎年更新しております。

次に、それらの英語版問診票の現在の活用状況でございます。

区では、子どもの予防接種については、該当年齢に到達する時期に合わせて、日本語版のお知らせと予防接種票等を世田谷保健所から一斉送付しております。また、乳幼児健診につきましては、各総合支所健康づくり課から、該当年齢の方に健診票等を毎月お送りしております。

現在、世田谷保健所及び各総合支所健康づくり課では、日本語による案内を受け取った方からお申し出があった場合は、適宜ご希望されるお知らせ等を送付して活用していただいております。また、総合支所健康づくり課においては、英語版のお申し出があった場合は、乳幼児の成長等を記録し、健康づくり課に保管する母子保健カードにその旨を記録し、以後のご案内については、お申し出がなくとも、別途英語版の予防接種や健診のご案内などを送付するように配慮しております。

これら問診票は、日本語版と同内容になっているために、在住外国人の方にわかやすく、また本国に帰った場合も記録を生かすことができるということから喜ばれているものでございます。

最後でございますが、英語版の問診票を外国人登録のある方に事前送付ができないかということと、また、ホームページ上にアップできないかというご質問でございます。



区では、毎月五千件程度、予防接種や乳幼児健診等の該当年齢に達する方を対象に、日本語版による案内チラシ等を一齐送付しております。その中で、外国人登録のある方は百件程度となっております。また、事前送付のためには、英語版で対応可能な世帯の抽出を含め、短期間の作業で行わなければならないことから、現行の発送システムの大きな見直しが必要となってくると考えております。

区では現在、予防接種や乳幼児健診については、発送に電算システムを活用しておりますが、対象者の特別な事情や接種記録、健診結果などについては母子保健カードを用いて紙文書で事務処理を行っております。

そこで、現在策定中の「健康せたがやプラン」第二次素案では、親と子の健康づくり施策におきまして、母子保健事業の事務処理の効率化を掲げておりますが、ご提案につきましては、こうした施策の展開の中で検討してまいりたいと考えております。

また、お話し予防接種の案内チラシに外国版があることについて英語で表記することにつきましては、そのように対応してまいりたいと思います。また、ホームページにアップすることにつきましては、予防接種の対象年齢が限定されていることや、予診票、接種票が三枚複写であることなどを踏まえ、混乱なく確実に事業ができるかどうかを含め検討してまいります。

以上でございます。

障害児への移動支援の拡充

◎藤野 保健福祉部長 障害者自立支援法による居宅介護サービスについて三点ご答弁申し上げます。

サービス提供中止通知までの猶予についてご答弁申し上げます。

障害者自立支援法の居宅介護サービスは、通院や官公署への移動介助を除き、家事援助、食事、入浴といった身体介助を居宅内で提供されるべきものに限定されております。

平成二十年度以降、都の実地検査において複数の居宅介護事業者が、居宅介護サービスの中で外出介助を提供しているとの指摘を受けております。これを踏まえ、区では平成二十二年より、小学生の療育の場への外出介助を移動支援事業で行えるよう、事業の拡充を図り、居宅介護事業者でもある移動支援事業者に対し通知を行っております。

今年度に入り、二事業者が続けて散歩のための外出介助や小学校等への通学介助など、外出を伴うサービスを居宅介護サービスで提供しているとの指摘を受けました。

これを受け区では、十一月七日に居宅介護事業者等説明会を実施し、居宅介護サービスにおける不適切なサービス提供を見直し是正するよう、事業者に対し要請したところでございます。

居宅介護サービス事業の適正化につきましては、東京都から平成二十年度以降繰り返し指摘されていることでもあり、区といたしましては、年内のサービス是正を目指しているところでございます。



次に、療育の場の増設計画でございます。

障害者自立支援法に規定される療育の場は、児童デイサービス及びタイムケア事業がございます。区内には、児童デイサービス十カ所、定員二百三人、タイムケア事業五カ所、定員八十三人がございます。なお、本年十月には、障害者就労に積極的に取り組み、障害者就労移行支援事業を全国で展開している株式会社による児童デイサービスが開設されております。

区では、区立烏山福祉園跡地に、ケアホーム、短期入所、居宅介護などの複合型の障害福祉施設を二十六年度中に開設する準備をしております。その中に、療育の場として、障害者自立支援法等の改正により創設される放課後等デイサービス定員二十名についても整備する予定でございます。

今後、障害児に関する法改正の動向を注視しながら、民間法人による参入促進を含め、地域性を踏まえた療育の場の確保に取り組んでまいります。

最後に、小学生の移動支援の場の拡大についてご答弁申し上げます。

小学生に対する移動支援では、原則として、通学など通年かつ長期にわたる外出は認めておりませんが、児童デイサービスなど、療育の場への送迎について認めているものでございます。しかしながら、放課後の居場所である新ＢＯＰにつきましては、療育の場ではないため移動支援を利用できないこととしております。

保護者の方が就労等で付き添えない場合に、現時点におきましては、緊急介護人派遣制度やボランティアの活用、社会福祉協議会の実施する家事援助・介護サービスなどの利用など、さまざまな社会資源による支援をご案内することとなると考えております。

なお、移動支援の拡充につきましては、国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会においても議論されており、骨格提言では、歩く、動くは、話す、聞く、見ると同様基本的権利であり、自治体の裁量で行う支援にはなじまない、移動介護は個別給付とし、国、都道府県の財政支援を強化すべきとの指摘がなされております。

このたびの東京都の実地検査を踏まえますと、障害児の障害状況、家族の生活実態等を総合的に判断し、通学への移動支援について検討が必要であるとも考えております。具体的には、現在策定中の第三期障害福祉計画の中で、通学などへの移動支援について検討し、対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

◆二十六番（福田妙美 議員） ご答弁ありがとうございました。

もう一度、居宅介護サービスのことでお伺いしたいんですけども、突然停止されたこのサービスに対して、区として、早急にかつ有効的な対策というのはありませんでしょうか。

◎藤野 保健福祉部長 先ほどもご答弁申し上げましたが、現時点では、緊急介護人制度、



もしくは社会福祉協議会の事業、あるいは、場合によりましては、ボランティア協会でボランティアを募集しているところへの利用等々の範囲で対応するというふうに考えております。ただ、今後につきましては、現在策定中の中で検討し、対応を考えていきたいというふうに考えておりますので、そのところについては、個別のご相談には十分応じていきたいというふうに思っております。

以上でございます。